

令和2年5月28日

生徒・保護者 様

埼玉県立深谷第一高等学校
校 長 安部 逸郎

本校における感染症予防対策について

標記の件につきまして、学校再開にあたり、感染症リスクを軽減するために下記のとおり取組みます。引き続き、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

登校に不安がある場合や基礎疾患等がある場合には事前に担任や養護教諭に御相談ください

記

1 登下校時の感染症対策

- (1) 登校前に必ず「検温」し、各自が「健康観察カード」（別途配布）に記録する。また、SHR時に健康観察を実施する。本人に発熱がある場合や咳・鼻水等の風邪症状がある場合、また家族が発熱等により感染が疑われる場合は登校せずに学校に連絡をする。この場合は「出席停止」として扱う。
- (2) 帰宅後も再度「検温」し、同様に記録する。
- (3) 登校にあたっては、必ず「マスク」を着用する。また、公共交通機関を利用する者はできるだけ混雑を避け、周囲との間隔を広く保つよう心がける。なお、混雑を避けるために電車を遅らせた場合は、「遅刻」扱いとはしない。
- (4) 通学路を始め、校門や昇降口で密集しないよう身体的距離（1 m以上）を確保する。

2 在校時の感染症対策

- (1) 各自が清潔なタオル・ハンカチ等を持参し、石鹸等による手洗いをするよう徹底する。
- (2) 在校中は必ずマスクを着用する。（体育・昼食時を除く）
- (3) 授業中は窓を開けて換気をしながら行う。発声を伴う教育活動や体を密着させる体育活動、生徒が相互に向き合う実験・実習等は当面行わない。
- (4) 分散登校時の教室の座席は必ず1 m以上の間隔をおく。
- (5) 校内の移動時の接触を避けるため、校舎内の移動は左側通行とする。

また、共用箇所（トイレ等）で密集しないよう身体的距離（1 m以上）を取る。

- (6) パソコン等、共用の機材を利用した際は、使用後に「除菌シート」等で拭く。
- (7) 多くの者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃する。
- (8) 分散登校時は昼食を家庭で取る。食堂の営業、パン販売は通常登校になるまで実施しない。
- (9) 休み時間中、友達等と話をする際も必ずマスクを着用し、一定の距離を保ち、大声で話をしない。
- (10) 登校後、発熱等の症状が認められた生徒は保護者に連絡を取り、速やかに帰宅する。
- (11) 1学期中は、学年全体や全学年の集会等は原則として行わない。
- (12) 部活動の再開は、通常登校開始後とする。

3 感染者発生時の対応

- (1) 感染者が確認された場合、生徒は回復が確認されるまで登校禁止となる。
- (2) 埼玉県教育委員会に報告の上、保健所・学校医等と連携し、校内組織体制を整備する。
- (3) 「臨時休業」の措置等については状況を確認し、関係機関と連携して校長が判断する。
- (4) 感染者のプライバシーに十分配慮するため、事前に感染者に対する差別や偏見、いじめ等がないよう指導する。

4 その他

- (1) 別紙「彩の国 新しい学校生活5つの安心宣言」を徹底する。
- (2) 十分な睡眠と適度な運動、バランスの取れた食事など規則正しい生活を送らせるよう指導する。
- (3) 手洗い・うがい等、基本的な感染症対策を習慣的に行うよう指導する。
- (4) 健康診断は心臓検診を除き、2学期に実施する。
- (5) 感染が疑われる場合や感染者と接触した場合は学校に連絡するとともに「県民サポートセンター」や最寄りの保健所等に必ず連絡し、指示を受けるよう指導する。